

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月13日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

1 損害賠償の相手方

住 所       \*\*\*

氏 名       \*\*\*

2 損害賠償の額           金6,130,302円

3 和解内容の趣旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、6,130,302円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件和解に関し、双方とも異議の申し立てや訴訟は一切行わない。

(提案理由)

市営住宅\*\*\*団地1号棟4階に位置する411号室の床下の上水の配管に数ミリの穴が開いていたため、そこから漏れ出た水が、同棟3階に位置する本件和解の相手方が居住する407号室の天井に漏れ、室内が水浸しとなり、家財道具等が損害を受けるとともに、一時転居を余儀なくされたことなどから、その損害を賠償し、和解しようとするものである。

## 事故概要

- 1 事故発生日時 平成 29 年 7 月 31 日（月）午後 9 時 30 分頃
- 2 事故発生場所 \*\*\*
- 3 当事者（甲） 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号  
霧島市長 中 重 真 一  
  
（乙） \*\*\*  
\*\*\*
- 4 事故の概要 

和解の相手方が居住する 407 号室の上階に位置する 411 号室の床下にある給湯器の配管に数ミリの穴が開いていたため、そこから漏れ出た水が 407 号室の天井に漏れ、室内が水浸しになった。

和解の相手方からは、平成 29 年 7 月 31 日の午後 9 時 30 分頃に、本件事故の発生に係る連絡を受けており、同氏が 1 週間ほど留守にしていたこともあり、本件事故の発見が遅れ、被害が拡大した面がある。

この事故により、407 号室内にあった家財道具等が損害を受けるとともに、居住できない状態となったため、和解の相手方は、一時転居することを余儀なくされた。
- 5 過失割合 甲 100% 乙 0%
- 6 損害賠償金額 金 6,130,302 円

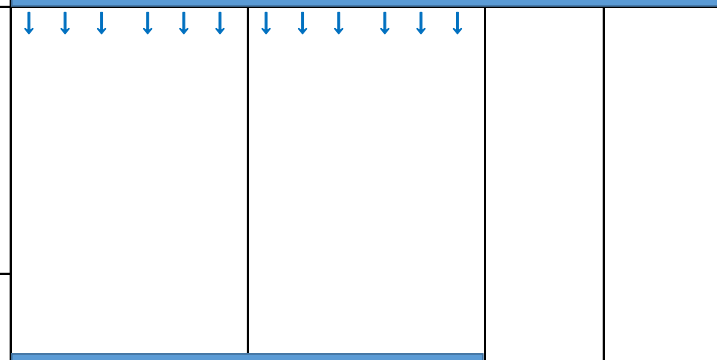
4階  
411号室



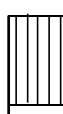
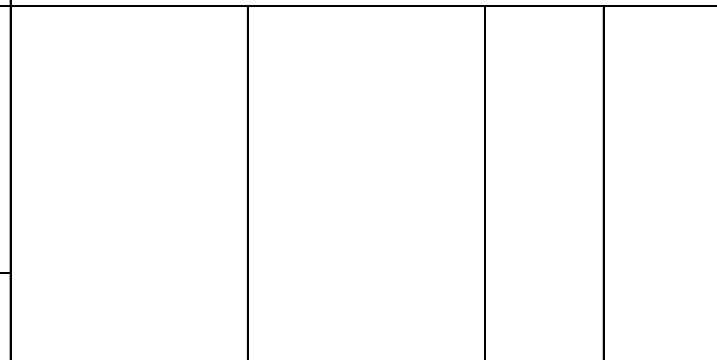
漏水箇所



3階  
407号室



2階  
403号室



1階  
399号室

